

余裕金等の運用先金融機関の決定について
(案)

第443回理事会（2024年2月21日開催）の議決に基づき、余裕金等の運用先金融機関の選定を行い、運用益が高く本機関にとって最も有利な金融機関を2024年度の余裕金等の運用先金融機関として、以下のとおり決定する。

1. 運用先金融機関

株式会社みずほ銀行

2. 運用方法

譲渡性預金

3. 運用時期

2024年4月から2025年3月

ただし、元本保証の安全性及び流動性等の観点から、運用期間は原則として1か月及び3か月とするが、1か月運用額と手持保有資金の合計が5千億円未満の場合は、3か月運用を取り止め1か月の運用に振り替えることとし、運用予定時期の期間を繰り返し運用する（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条の2第2項に定める供給促進交付金及び法第15条の2第1項に定める調整交付金の交付時期の関係等から運用期間に満たない場合又は運用期間を超える場合がある）。

以上